

石川県公報

平成26年12月9日

第12756号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目**次****告 示**

○保安林の指定

(森林管理課) 1

○予防接種を行う医師に係る公告 (同) 2

○都市計画の変更

(都市計画課) 2

○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 2

公 告

○予防接種を行う医師に係る公告

(健康推進課) 2

○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 3

公安委員会

○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 4

告**示****石川県告示第545号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

金沢市白見町ヲ15、16、37

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

金沢市四王寺町ル7の1、9の1、9の3、17

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 保安林の所在場所
鳳珠郡能登町字笹川壱参字5、6
 - 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第546号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所
志賀都市計画道路 3・6・2号上棚上野線 (旧3・4・2号上棚上野線)	羽咋郡志賀町上棚、二所宮、矢駄、大坂、 館、福井、大島、福野、高浜町、川尻、町、 安部屋及び上野の各一部	石川県土木部都市計画課及び 志賀町まち整備課

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
中 川 研	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
及 川 卓	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
宮 本 正 俊	県内全域	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦15-39-8 社会医療法人財団董仙会 恵寿鳩ヶ丘クリニック
	〃	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦15-39-8 社会医療法人財団董仙会 介護療養型老人保健施設 恵寿鳩ヶ丘

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン野々市
野々市市白山町205番1ほか2筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (変更前) (仮称) イオンタウン野々市市白山
野々市市白山町205番1ほか2筆
 - (変更後) イオンタウン野々市
野々市市白山町205番1ほか2筆
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役 師井 昭造
金沢市鞍月4丁目133番地
ほか12者
 - (変更後) マックスバリュ北陸株式会社
代表取締役 師井 昭造
金沢市鞍月4丁目133番地
株式会社大創産業
代表取締役 矢野 博丈
広島県東広島市西条吉行東1-4-14
ほか5者
- 3 変更の年月日
平成26年11月13日
- 4 変更する理由
店舗名称が確定したこと、及び小売業者が確定したことによる
- 5 届出年月日
平成26年12月1日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成26年12月9日から平成27年4月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年4月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成26年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス小松幸町店

小松市幸町3丁目120-1

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 9箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 10箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年12月6日

4 変更する理由

店舗西側市道及び周辺道路の来客自動車による交通量を軽減するために、駐車場の出入口の数及び位置を変更(出入口1箇所を増設)することになったため

5 届出年月日

平成26年11月28日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成26年12月9日から平成27年4月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年4月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第142号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年12月9日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2 (一方通行の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

68	市道 1 級幹線 126号戸水町線 (海側)	金沢市大友町ハ50番地 2 先から 金沢市大河端町 1 街区 1 番地先ま で	約1,850 メートル	終 日	車 両	大友町西方向から大河 端町南に至る方向
69	市道 1 級幹線 126号戸水町線 (山側)	金沢市大河端町西31番地 2 先から 金沢市大友町10街区 1 番地先まで	約1,850 メートル	終 日	車 両	大河端町南方向から大 友町西に至る方向

別表第 2 (一方通行の指定) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

55	市道大成26号線	能美市大成町チ 1 番地 9 先から 能美市大成町ト121番地先まで	約60 メートル	終 日	車 両	浜開発町方向から福島 町に至る方向
----	----------	---------------------------------------	-------------	-----	-----	----------------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1037	市道弓取16号諸 江町下丁線 9 号	金沢市諸江町下丁 333 番地 1 先	磯部町方向から国道 8 号方向へ の左折及び三口町方向への右折	自動車及 び原動機 付自転車	7 : 00から 9 : 00まで (土・日曜、 休日を除く)
------	-----------------------	------------------------	------------------------------------	----------------------	--

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

689	市道鞍月 7 号 御 供 田 町 線	金沢市大友町28街区先	南新保方向から金沢外環状山側 直江方向への右折	車 両	終 日
690	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市大友町28街区先	南新保方向から金沢外環状海側 鞍月 5 丁目方向への左折	車 両	終 日
691	市道鞍月 7 号 御 供 田 町 線	金沢市大友町 6 街区先	御供田町方向から金沢外環状海 側鞍月 5 丁目方向への右折	車 両	終 日
692	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市大友町 6 街区先	御供田町方向から金沢外環状山 側直江方向への左折	車 両	終 日
693	市道鞍月 6 号 近 岡 町 線	金沢市近岡町13番地 1 先	南新保方向から金沢外環状山側 直江方向への右折	車 両	終 日
694	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市近岡町12番地 1 先	南新保方向から金沢外環状海側 大友方向への左折	車 両	終 日
695	市道鞍月 6 号 近 岡 町 線	金沢市近岡町55番地 3 先	御供田町方向から金沢外環状海 側大友方向への右折	車 両	終 日
696	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市近岡町10番地先	御供田町方向から金沢外環状山 側直江方向への左折	車 両	終 日
697	市道準幹線582 号近岡南新保線	金沢市直江町ハ43番地 1 先	南新保方向から金沢外環状山側 大河端町方向への右折	車 両	終 日
698	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市直江町ハ32番地 1 先	南新保方向から金沢外環状海側 大友方向への左折	車 両	終 日
699	市道準幹線582 号近岡南新保線	金沢市近岡町313番地先	湊3丁目方向から金沢外環状海 側大友方向への右折	車 両	終 日
700	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市直江町ハ42番地 1 先	湊 3 丁目方向から金沢外環状山 側大河端町方向への左折	車 両	終 日
701	県道近岡諸江線	金沢市直江町ハ 2 番地 1 先	南新保方向から金沢外環状山側 大河端町方向への右折	車 両	終 日
702	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市直江町63街区 1 番地 先	南新保方向から金沢外環状大友 方向への左折	車 両	終 日

703	県道近岡諸江線	金沢市近岡町337番地 1 先	湊 3 丁目方向から金沢外環状海側大友方向への右折	車 両	終 日
704	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市近岡町337番地 1 先	湊 3 丁目方向から金沢外環状山側大河端町方向への左折	車 両	終 日
705	市 道	金沢市直江町50街区 1 番地先	問屋町方向から金沢外環状山側大河端町方向への右折	車 両	終 日
706	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市直江町42街区 1 番地 1 先	問屋町方向から金沢外環状海側大友方向への左折	車 両	終 日
707	市 道	金沢市直江町37街区20番地 1 先	湊 3 丁目方向から金沢外環状海側大友方向への右折	車 両	終 日
708	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市直江町44街区 1 番地先	湊 3 丁目方向から金沢外環状山側大河端町方向への左折	車 両	終 日
709	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市大河端町西31番地 2 先	問屋町方向から金沢外環状海側直江方向への左折	車 両	終 日
710	市道諸江粟崎線	金沢市大河端町東48番地 4 先	北間町方向から金沢外環状海側直江方向への右折	車 両	終 日
711	市 道	金沢市大友町12街区 4 番地先	南新保方向から金沢外環状山側大河端町方向への右折	車 両	終 日
712	市 道	金沢市直江町ハ 9 番地 1 先	南新保方向から金沢外環状山側大河端町方向への右折	車 両	終 日
713	市 道	金沢市大河端町東49番地先	北寺町方向から北間町方向への右折	車 両	終 日
714	市 道	金沢市大河端町 7 街区17番地先	直江町方向から三ツ屋町方向への右折	車 両	終 日
715	市 道	金沢市大河端町東78番地先	東蚊爪町方向から北間町方向への右折	車 両	終 日
716	市 道	金沢市大河端町10街区20番地先	直江町方向から三ツ屋町方向への右折	車 両	終 日
717	市 道	金沢市大河端町東88番地先	東蚊爪町方向から北間町方向への右折	車 両	終 日
718	市 道	金沢市大河端町13街区 6 番地先	直江町方向から三ツ屋町方向への右折	車 両	終 日
719	市 道	金沢市大河端町東121番地先	東蚊爪町方向から北間町方向への右折	車 両	終 日
720	市 道	金沢市大河端町21街区 2 番地先	直江町方向から三ツ屋町方向への右折	車 両	終 日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

291	市道北中央線	能美市大成町ト123番地先	浜開発町方向から大浜町方向への左折	車 両	終 日
-----	--------	---------------	-------------------	-----	-----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 寺井警察署管内の表182の項を次のように改める。

182	市道大成25号線	能美市大成町ト118番地先	福岡町方向から大浜町方向への直進	車 両	終 日
-----	----------	---------------	------------------	-----	-----

別表第 8 (歩行者の横断禁止) 金沢東警察署管内の表 8 の項を次のように改める。

8	国 道 359 号	金沢市東山 1 丁目 1 番 2 号先から 金沢市尾張町 2 丁目 14 番 21 号先まで	終 日	約 135 メートル
---	-----------	---	-----	---------------

別表第 11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表 12、67、79 及び 125 の項を次のように改める。

12	県道根上寺井線、 県道寺井停車場 線、市道北中央 線	能美市大成町ト 122 番地先から 能美市五間堂町乙 85 番地 1 先まで	約 2,580 メートル	毎時 40 キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く)
67	市道北中央線	能美市大成町ト 121 番地先から 能美市大成町ハ 57 番地 13 先まで	約 170 メートル	毎時 20 キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く)
79	主要地方道寺島 小松線、県道鍋 谷寺島線	能美市和気町ろ 157 番地先から 能美市鍋谷町ト 175 番地先まで	約 3,280 メートル	毎時 40 キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く)
125	主 要 地 方 道 寺 島 小 松 線	能美市和気町ろ 62 番地 1 先から 能美市寺島町 53 番地先まで	約 2,250 メートル	毎時 30 キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く)

別表第 18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

426	市道 1 級幹線 126 号戸水町線 (海側)	金沢市大友町ハ 50 番地 2 先から 金沢市大河端町 1 街区 1 番地先まで	約 1,850 メートル	終 日	車 両
427	市道 1 級幹線 126 号戸水町線 (山側)	金沢市大河端町西 31 番地 2 先から 金沢市大友町 10 街区 1 番地先まで	約 1,850 メートル	終 日	車 両

別表第 18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表 145 の項を次のように改める。

145	市道 1 級幹線 126 号戸水町線	金沢市戸水 2 丁目 140 番地先から 金沢市大友町ハ 151 番地先まで	約 800 メートル	終 日	車 両
-----	-----------------------	---	---------------	-----	-----

別表第 21 (優先道路の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

3	市道 1 級幹線 126 号戸水町線 (海側)	金沢市大友町ハ 50 番地 2 先から 金沢市大河端町 1 街区 1 番地先まで	約 1,850 メートル	終 日	
4	市道 1 級幹線 126 号戸水町線 (山側)	金沢市大河端町西 31 番地 2 先から 金沢市大友町 10 街区 1 番地先まで	約 1,850 メートル	終 日	

別表第 1 (信号機の設置場所) 大聖寺警察署管内の表 67 の項を次のように改める。

67	削	除
----	---	---

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 金沢西警察署管内の表 12 の項を次のように改める。

12	削	除
----	---	---

別表第 11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表 213 の項を次のように改める。

213	削	除
-----	---	---

